

日常の教育活動における著作権に関する一問一答

令和4（2022）年度 福岡教育大学FD委員会（教材作成支援部会）

この資料は、近年のICT活用教育の展開に伴い、教材作成やオンライン授業など日常の教育活動に伴う著作物利用について、より一層適正を期すため、学内の教員が日頃から疑問に感じていることなど関心事項を収集し、関係機関、専門家の見解等の情報と照らし合わせながら、その考え方を整理したものです。各項目は、学域ごとの有志で開催された意見交換会、個別の照会・相談等を通じて収集し、その整理に当たっては、類似の事項について汎用的な表現に改めるなどして教科等領域に関わらず参考ができるようにしました。

全ての疑問に答えられているとは限りませんし、今後も各教科等領域の特性に応じた課題が生じるかもしれませんので、学内教職員の関心に応じて継続的に事項の追加や内容の更新をしていく必要がありますが、令和3年度版と合わせて教育研究活動の参考にしてください。

大学教員自身の教育活動だけでなく、指導する学生が将来教員になった際にも必要な情報ですので、この資料を有効に活用されることを期待します。

なお、Garoon掲示板の「FD事業関係」には、「教育活動における著作物の利用と著作権制度について」（令和元年度FD・SD研修会配付資料）、「授業・教育活動と著作権」（令和元年度FD委員会活動成果）、「著作権 大学教員として知っておきたいこと 教員を目指す学生に身に付けさせたいこと」（令和2年度FD委員会活動成果）、「日常の教育活動における著作権に関する一問一答（令和3年度FD委員会活動成果）」の各資料も掲載していますので、併せて参考にしてください。

日常の教育活動における著作権に関する一問一答

作成：令和4年度福岡教育大学FD委員会
教材作成支援部会

	質問	回答	考え方・詳しい解説
1	<p>指導法の授業科目で、学生をグループに分けて各グループに単元を割り当て、その単元の指導内容をプレゼン資料にまとめて発表させる。</p> <p>その際、教科用図書に掲載されている図版をスキャンしてプレゼン資料に貼り付ける行為はどう考えればよいか。</p> <p>対面授業と遠隔授業とで違いはあるか。</p>	<p>著作権法第35条の規定の要件を満たせば、著作権者の許諾を得ずに第三者の著作物を利用することができる。</p> <p>対面授業であっても遠隔授業であっても同様であるが、遠隔授業のうち、隔地の教室間で行われる同時双方向の授業以外の授業で著作物を公衆送信する場合には、教育機関の設置者が著作権者に補償金を支払わなければならない。</p>	<p>著作権者の権利が制限される（著作権者の許諾を得ずに利用できる）規定である著作権法第35条では、同規定の対象となる著作物について「公表された著作物」とのみ規定しており、音楽、イラスト、写真、文章のような著作物の種類や、文字による著作物であっても新聞記事、小説、論文、辞書、教科書等のような用途の別を区別していない。</p> <p>したがって、著作物の別を問わず、</p> <p>①非営利の教育機関における複製（公衆送信、公の伝達）であること、</p> <p>②教員又は学生（児童生徒）による複製（公衆送信、公の伝達）であること、</p> <p>③授業の過程における利用を目的とした複製（公衆送信、公の伝達）であること、</p> <p>④必要と認められる限度内の複製（公衆送信、公の伝達）であること、</p> <p>⑤公表された著作物の複製（公衆送信、公の伝達）であること、</p> <p>⑥著作物の種類・用途、複製（公衆送信、公の伝達）の部数・態様に照らし著作権者の利益を不当に害しない利用であること</p> <p>という要件を満たしていれば例外が適用され、著作権者の許諾を得る必要はない。</p> <p>「必要と認められる限度」「著作権者の利益を不当に害しない」という要件は抽象的であるが、授業の方法や内容とそれに伴う当該著作物の利用方法によって著作権者への影響が異なるため、個別の事例ごとに判断せざるを得ず、機械的な（あるいは単純な）境界線を設定することは困難と考えられている。</p> <p>（教育関係者と著作権者等の間で整理された考え方については、「改正著作権法第35条運用指針（令和3年度版）」で解説されている。https://sartras.or.jp/unyoshishin/）</p>

			<p>教科書会社は自身が著作権を持っていない部分（既存の文芸作品や音楽、美術等の作品が教科書の教材として掲載される場合など）もあるが、執筆者から著作権を譲り受けて管理している場合もある。教科書の市場は他の著作物に比べて限定されていることから、教科書として書き下ろされている部分が様々な方法で利用されることについて、教科書会社の多くは流通に与える影響が大きいと危惧するケースは多い。そのため、児童生徒の学習という本来の用途以外の利用については「著作権者の利益を不当に害する」場合に当たるという意識が働く傾向はある。教育関係者側としては「必要と認められる限度」について拡大解釈はしないよう配慮する必要がある。</p> <p>ある行為が「必要と認められる限度」を超えているかどうか、「著作権者の利益を不当に害する」かどうかについて主張に対立があれば、司法の判断を仰ぐことになる。</p>
2	<p>教師の場合、授業の中で教科用図書に掲載されている図版などをスキャンして学生に提示することについて著作権者の許諾を得る必要がないとされているが、学生がそのような行為をすることはどうか。</p>	<p>学生の行為にも「著作権者の許諾を得ずに他人の著作物が利用できる規定（著作権法第35条）」は適用される。</p>	<p>以下の要件をすべて満たす場合には、例外的に著作権者の許諾を得ずに複製（公衆送信、公の伝達）を行うことができる。</p> <p>①非営利の教育機関における複製（公衆送信、公の伝達）であること、 ②教員又は学生（児童生徒）による複製（公衆送信、公の伝達）であること、 ③授業の過程における利用を目的とした複製（公衆送信、公の伝達）であること、 ④必要と認められる限度内の複製（公衆送信、公の伝達）であること、 ⑤公表された著作物の複製（公衆送信、公の伝達）であること、 ⑥著作物の種類・用途、複製（公衆送信、公の伝達）の部数・態様に照らし著作権者の利益を不当に害しない利用であること</p>

<p>3 教育実習の準備として、小・中学校を想定した形式での模擬授業を大学で行う際に、本番の教育実習の時と同じように教科書の一部を拡大して掲示することができる。</p> <p>このような行為について著作権者の許諾は必要か。</p>	<p>著作権法第35条の規定の要件を満たせば、著作権者の許諾を得ずに第三者の著作物を複製（拡大）して利用することができる。</p> <p>また、教科書の一部を実物投影機でスクリーン等に映示することも考えられ、これは「上映」に当たり、原則として著作権者の上映権が働くが、非営利・無料で行う上映について、著作権法第38条の規定により著作権者の許諾を得ずに行うことができる。</p>	<p>黒板等に掲示するために教科書の記述や図版を複製することについては、前問で解説した要件を満たしていれば、著作権者の許諾を得ずに行うことができる（拡大するかどうかによって複製権が働くかどうかに影響はない）。</p> <p>小・中・高等学校等の場合、教科書は児童生徒がそれぞれ持っているもので、その参照する部分を教師が指示するために教師が持っている教科書の一部を複製（拡大）しても、著作権者の利益を不当に害することはない。しかし、大学の授業として教育実習を想定した模擬授業を行う場合、小・中・高等学校等のように授業参加者が各自で教科書を持っているとは限らず、教科書をそのように複製することは著作権者の利益を不当に害するという主張がないとは限らない（教科書会社に問い合わせると、（その考え方が正しいかどうかは別として）許諾手続きが必要と言われる可能性はあり、それに応じても構わない。）。許諾を得ずに行おうとするのであれば、当該授業科目におけるその授業の位置づけ、その程度等から「必要と認められる限度」での利用であると言えるようにしておくが無難である（教育目的だからと安易に例外規定を拡大解釈をしないようにする）。</p> <p>実物投影機による上映は、著作権法第38条によって著作権者の権利が制限される（著作権者の許諾を得ずに利用できる）ものであり、「教育目的だから」とか「学校だから」という著作権法第35条とは根拠が異なる。</p>
---	--	--

			<p>第38条では、上演・演奏、上映、口述という無形利用（複製行為を伴わない利用）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非営利で行われる上演等であること、 ②観衆・聴衆から上演等の対価を徴収しないこと、 ③上演等を行う者に対して報酬が支払われないこと <p>という要件を満たす場合には、著作権者の許諾を得る必要がないとされている。</p> <p>本問の例で、実物投影機を用いて教科書に掲載されている文字、写真、イラスト等を映示するに当たり、仮にいったん教科書からその面をコピーした上で実物投影機にかける場合には、「複製」が行われていることに注意する必要がある。</p> <p>授業の過程（その準備を含む）でそれが行われる場合、第35条の規定が適用される可能性があり、前問で解説した要件を満たしていれば、この複製についても著作権者の許諾を得る必要はない（もっとも、教科書そのものを投影機にかければ足りるのに、あえて複製するのであれば「必要と認められる限度」を超えるという議論はあり得る。）。</p>
4	<p>著作権法でいう「公の伝達」とは何か。</p>	<p>公衆送信される著作物を、大型テレビ、PC端末などの受信装置を用いて、公衆に見せ又は聞かせることを目的として提示することを指す。</p>	<p>テレビ番組やラジオ番組で映画や音楽が放送されている場合に、それを多数の人が集まる場所で見聞きできるようにすること、YouTube等の動画配信サイトにインターネットを通じてアクセスし、教室やホールで視聴できるようにすることなどが該当する。</p> <p>特定少数に対して見聞きできるようにすることは「公の」伝達には当たらないので、家庭内で視聴すること（親がスイッチを入れて子供に見せるなど）については公の伝達権は及ばない。</p>

5 大学内で教職員を対象に行われる研修会、学外者を対象に行われる免許状認定講習、小・中・高等学校で行われる実施される授業研究協議会、児童生徒に対する模擬授業、教育センター等から招かれて行う教員研修などでの講義・講演や指導助言などの際に第三者の著作物（写真、イラスト、文章等）を利用する場合、著作権の例外規定は適用されるのか。

上記事例1と同様。

著作権法第35条の規定が想定している教育機関は、小・中・高等学校等の初等中等教育機関、大学等の高等教育機関はもちろん、社会教育施設や職業訓練機関も含まれている。したがって、自治体の条例等により教員の研修を目的として設置されている教育センター等も同条の「教育機関」に含まれる。

しかし、同条の「授業」とは当該教育機関の本来の教育対象者に対して行われるものを指しており、仮に教育センターが児童生徒向けの授業を行っても、児童生徒は当該教育機関の本来の教育対象者でないので、同条の適用は受けられないと考えられている。

（教育関係者と著作権者等の間で整理された考え方については、「改正著作権法第35条運用指針（令和3年度版）」で解説されている。<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>）

実際に授業を行う者が当該教育機関の正規教職員である必要はなく、例えば大学教員が教育センターの研修講師に招かれて授業を行う場合でも、教育センターの責任において実施される授業として同条の適用対象となり得る。

<p>6 映像や音楽コンテンツを授業で利用する場合、対面授業と遠隔授業とではどのような違いがあるのか。</p>	<p>対面授業の場合、複製については第35条で、上演、演奏、上映、口述については第38条で、それぞれの規定の要件を満たせば著作権者の許諾を得る必要がない。遠隔授業の場合、公衆送信について第35条の規定の要件を満たせば著作権者の許諾を得る必要がないが、隔地の教室間の同時双方向授業以外の遠隔授業における公衆送信について、教育機関の設置者が著作権者に補償金を支払う必要がある。</p>	<p>第35条、第38条の規定における著作権者に無断で利用できる要件は、上記事例1、3の解説のとおり。 添付の図を参照。</p>
---	--	--

<p>7 在職中に亡くなった先生の葬儀で、故人が好きだった音楽（当該式場が準備した音源ではなく同僚で準備したCDなど）を、葬儀開始前などに流す場合、著作権のことをどう考えればよいか。</p> <p>葬儀場ではなく職場などで「お別れの会（偲ぶ会）」を実施する場合はどうか。</p>	<p>非営利・無料・無報酬の演奏（CD等の再生）については、著作権法第38条の規定により著作権者の許諾を得る必要はない。</p>	<p>照会の事例は、演奏（録音物の再生）の主体が同僚など参列者であると考えられる可能性が高いので、非営利・無料・無報酬（第38条）の要件を満たすのであれば、著作権者の許諾を得ずに演奏をすることができる。ただし、再生するための録音物を作成（複製）することについては同条の規定はないし、私的使用のための複製でもないので、著作権者の許諾を得ればよい（仮に許諾が必要となった場合、JASRAC等の著作権等管理事業者には応諾義務があり、利用を拒否できない）。</p> <p>演奏の主体が葬儀場等であれば、利用者（演奏の許諾を得るべき者）は当該葬儀場となる。葬儀場において、式典の際に参列者が音楽を演奏することを許容するかどうかは著作権の問題ではなく、施設管理者と施設利用者の契約（又は施設管理権）の問題。</p> <p>学校を会場として「お別れの会（偲ぶ会）」を開催する場合でも同様。</p>
---	--	---

<p>8 授業内の演習で学生にプレゼン資料を作成させる際、その資料に第三者の著作物が利用されることがあるが、その資料を、オープンキャンパスで見学に来た高校生等に大学生の活動を紹介する一環で提示する場合、著作権についてどう考えればよいか。</p>	<p>著作権者の許諾を得れば提示（プレゼン資料への複製）することができる。</p>	<p>授業の過程で学生が第三者の著作物を利用してプレゼン資料を作成することについては、上記事例1の著作権法第35条の要件を満たせば著作権者の許諾を得ずに行うことができるが、その成果物をオープンキャンパスという大学の行事で学外の者に対して見せる場合は、当初の目的を超えた利用となるので、著作権者の許諾を得て行うことになる。</p> <p>なお、授業の過程における利用に関する規定（著作権法第35条）の他に、「引用」としての利用についても著作権者の許諾を得ずに行える場合がある（著作権法第32条）。この場合には「授業の過程における利用」であるかどうかは関係ない。</p> <p>その要件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公正な慣行に合致するものであること、 ②報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること、 ③公表された著作物であること、 <p>とされている。</p> <p>「公正な慣行」とは、過去の裁判例では、自己の著作物と他者の著作物の区別が明瞭であること、自己の著作物と他者の著作物の主従の関係が質的・量的に妥当であることなどが示されている。</p>
--	---	--

9	<p>教員が出版社から依頼を受けて教育雑誌に寄稿した記事を、当該教員自身が学会、研究会、授業などで利用することについて、当初掲載された雑誌の出版社に了解を得る必要はあるか。</p>	<p>教員が出版社に著作権を譲渡していない限り、教員に著作権があり、自分が著作権を持つ著作物をどのように利用しようと自由に決定できる。</p>	<p>出版社から依頼を受けて執筆した場合でも、著作権はそれを執筆した著作者が有する。ただし、財産権としての著作権は譲渡可能なので、著作者が出版社に著作権を譲渡すれば、著作者であっても著作権者ではなくなる場合もある。著作権の譲渡は私契約なので、譲渡の対価が有償か無償かについては契約の当事者が協議の上で決定する。著作権の譲渡契約は文書による必要があるかどうかについては、文書にしておくことが望ましいものの、民法では申し込みと承諾があれば契約は成立する。</p> <p>学会等の中には「本学会の学会誌に掲載された論文の著作権は、学会に帰属する」旨の規約がある場合があるが、それを承諾して投稿したのであれば契約は成立していると考えられる。</p> <p>仮に著作権が出版社や学会に移転した場合には、自分が執筆した論文や記事であっても、執筆者が自由に利用することはできないことになる。</p>
10	<p>オンライン授業で著作物を利用して補償金を支払う必要がある場合、教育研究費から教員が負担するのか。</p>	<p>著作権法第35条では、隔地の教室間の同時双方向授業以外の遠隔授業における公衆送信について、教育機関の設置者が著作権者に補償金を支払うこととされている（個々の授業担当者の負担ではない）。</p>	<p>著作権法第35条の規定に基づく補償金は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金管理協会がすべての著作権者を代表して補償金を受けることとされている。</p> <p>同協会が定めた補償金規程では、授業の過程で著作物を公衆送信するごとの額のほか、児童生徒や学生の在学人数に応じた年間の包括的な補償金の額（サブスクリプション方式の定額使い放題契約）を定めており、ほとんどの教育機関設置者は後者により契約をしている。</p>

11	<p>複数の教員が章ごとに担当して執筆した文献資料を授業で利用する場合、自分が担当した部分以外の章を自分の授業でコピーして配付したり遠隔授業のためにLMS（授業管理システム）にアップすることについて、著作権についてはどう考えればよいか。</p>	<p>上記事例1と同様。 隔地間の同時双方向遠隔授業以外の遠隔授業で利用された部分を執筆した教員は、補償金を受けることができる可能性がある。</p>	<p>教育機関の設置者から支払われる補償金は、すべての著作権者を代表する団体（一般社団法人授業目的補償金管理協会）が受領し、著作権者に分配されるが、教育機関で利用された著作物を悉皆調査することは不可能なので、一定数の教育機関を対象に一定期間の利用実態をサンプリング調査して分配対象者を決定している。 したがって、利用された著作物に係る補償金ができるだけ正確に該当する権利者に分配されるためには、サンプリング調査の標本として抽出された教育機関が、できるだけ正確に利用実態を報告する必要がある。</p>
12	<p>学生の卒業研究として卒業制作をする場合、作品のモチーフに既存の第三者の著作物が用いられることがあるが、著作権についてはどう指導すればよいか。 その成果を公共の場で展示等により発表する場合はどうか。</p>	<p>卒業研究の授業の一環（成果の発表を含む）で行われる行為については、上記事例2と同様。 しかし、研究成果を公共の場で発表することについては、「授業の過程における利用」とはいえないと判断される可能性が高いので、そのような場合には著作権者の許諾を得ればよい。</p>	<p>授業の過程における利用に関する規定（著作権法第35条）の他に、「引用」としての利用についても著作権者の許諾を得ずに行える場合がある（著作権法第32条）。この場合には「授業の過程における利用」であるかどうかは関係ない。 その要件については、上記事例8のとおり。 文芸作品の評論的な研究であれば、卒業論文に研究対象の文芸作品の一節（又は研究に必要な相当部分）を引用することについて、「授業の過程における利用」であるかどうかにかかわらず著作権者の許諾を得ずに行える場合がある。 しかし、音楽や美術の卒業制作の場合、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」と言うかどうかは明確ではない（写真のパロディに関する最高裁判決では、引用としての正当性は認められなかった。）。</p>

13	<p>昨年度の1問1答で、「授業で使うために他人の著作物をコピーしたものは、それが終われば回収すればよいのか」という質問に対して、「回収する必要はない」と回答されていたが、それを学生がさらにコピーしたりSNSにアップしたりした場合にはどう考えればよいか。</p>	<p>授業で学生に提供した資料を、さらに学生がSNSに投稿したり、コピーして友人や後輩等に提供したりすることは、学生が行為主体となるものである。その行為が例外規定の要件を満たさない場合には、学生が著作権者の許諾を得なければならぬ地位に立つ。</p>	<p>仮に学生有志の自主ゼミのようなものであっても、それは通常、教育機関における授業とは考えにくい。そのため、著作権法第35条の適用はない。</p> <p>SNSに投稿することについては、著作権者の許諾を得る必要がないとする例外規定はない。</p> <p>「引用」の要件を満たすのであれば、その範囲で著作権者の許諾を得る必要はない。</p> <p>なお、授業の際に、教員が学生に対して無関係の他者への提供を指示しているような実態があれば、教員を利用主体とした責任が問われる可能性はある。</p>
----	---	--	---

14	<p>授業で取り扱う内容に関するあるTV番組を録画して、授業中に再生して学生に見せたり、オンライン授業で画面上に動画を再生することについて、どう考えればよいか。</p>	<p>上記事例1と同様。著作権法第35条の対象となる著作物の種類（文章、音楽、イラスト、写真、動画など）は限定されていない。</p>	<p>基本的には左の回答のとおりであるが、授業中に学生に見せようとする番組が、見逃し配信されていたり、有償でオンデマンド配信されていたりする場合には、それを著作権者の許諾なく録画して学生に上映（公衆送信）することは「著作権者の利益を不当に害する」場合に当たると判断される可能性がある。</p> <p>したがって、見逃し配信期間中であればそれにアクセスして学生に見せるとか、オンデマンドの料金を払って購入したものを見せるような方法が妥当である。</p> <p>ドキュメンタリー番組などを授業で学生に視聴させる場合、第35条の要件を満たすように録画するということは、実際にはあり得ず、私的使用のための複製（第30条）の規定により著作権者の許諾を得ずに録画したものを、授業のために転用することになる。</p> <p>その場合、当初の「私的使用」の目的外の利用になり著作権者の許諾が必要な行為に戻るが、次の目的が別の規定（第35条）の要件を満たすことになれば、再度著作権者の許諾が不要な状態になる。</p> <p>その場合、当初の録画で番組の全編が無断で録画できたとしても、授業の過程における利用のためには「必要と認められる限度」に限られることに留意する必要がある。</p>
----	---	--	---

15	<p>著作権法第35条の「必要と認められる限度」という文言が抽象的で分かりにくい。例えば利用しようとする分量の割合など客観的な基準は設けられていないのか。</p>	<p>授業者の進め方、授業の内容によってその利用の妥当性（公正性）が異なる場合があるし、文芸、音楽、美術等の著作物の種類によっても利用のされ方が異なるため、何文字以内、何%以内というような基準を定めることは難しい。</p>	<p>仮に「著作物の半分以上」というような基準を設けた場合、例えば国語に関する授業で文芸作品を取り扱うとすると、長編の小説でも半分までなら許諾を得なくてもよいのか、逆に、俳句を使おうと思えば無許諾で使えるのは7文字までなのかというような問題が生じる。</p> <p>また、同じ題材（著作物）を用いる授業であっても、A教員が担当するクラスでは題材（著作異物）に詳しく触れながら指導し、B教員が担当するクラスでは題材（著作物）そのものは学生が各自で購入して読んでおかせたうえで授業中はそれを前提としたディスカッションをするように、教員による授業の進め方の違いがあれば、教員が授業のために複製する必要性にも違いが生じる。</p> <p>（教員としては、「学生の経済的負担の軽減のため」という考え方を必要性の根拠にすることもあるが、学生の経済的負担の軽減を著作権者の犠牲によって実現することの正当性は説明しにくいと考えられている。）</p>
16	<p>上演・演奏・上映・口述が許諾を得ずに行える規定の要件の一つである「非営利」の範囲が分かりにくい。どう考えればよいか。</p>	<p>料金をとっていても「非営利」という場合はある。</p>	<p>「営利を目的としないこと」については、著作権法に特別の定義はなく、一般用語として解釈すべき。</p> <p>「収益を目的としているかどうか」とは別（非営利組織でも収益事業を行うことはあるし、収益が上がらない（赤字だ）から非営利ということにはならない）。</p> <p>一義的には、上演等の行為主体の法的背景（設置根拠）を前提に判断される（民間の企業等であれば営利を目的として行っていると判断される蓋然性が高く、NPO法人、社団・財団法人等であれば営利を目的として行っていると考えられる蓋然性は低い。「個人」の場合、いわゆる自営なのか私的な行為なのかなどから個別に判断せざるを得ない。）。</p>

17	<p>既存楽曲をものまねタレントが歌まねしている様子を、さらにもものまねする場合、誰の許諾を得る必要があるのか（無断で利用できる例外規定はあるのか）。</p>	<p>ものまねをする行為は実演の利用ではなく、著作物の利用なので、歌まねの場合には、作詞家・作曲家から演奏（歌唱）などの許諾を得る。</p>	<p>ものまねタレントは実演家に当たり、実演家は自己の実演を録音・録画したり、送信可能化したりすることに関する権利をもつ。</p> <p>その実演を録画するような場合には、当該実演家（ものまねタレント）の許諾を得る必要があるが、別の者が当該実演家（ものまねタレント）の真似をすることについては実演家の権利は及ばない。</p> <p>しかし、ものまねタレントの真似をすることを通じて元の著作物（楽曲）を歌唱しているので、その著作権者である作詞家・作曲家の許諾を得る必要がある。</p> <p>なお、その場合、著作権法上は元の楽曲を歌っている実演家（本家の歌手）の許諾を得る必要もないが、芸能界のマナーとして元の実演家の承諾を得ることは多い。</p>
18	<p>授業で名画の模写をする場合、著作権者の許諾を得る必要はあるのか。</p>	<p>上記事例1と同様。 模写作品を授業外でも展示するような場合であれば、上記事例12と同様。</p>	<p>模写の対象が、著作者の死後70年を経過した作品であれば、著作権が消滅しており、例外規定の適用があるかどうかにかかわらず、著作権者の許諾を得ずに利用することができる。</p> <p>ただし、著作者人格権については、それを保護する期間が定められていない（著作者が死亡すればその人格権の所有者が存在しなくなる）が、著作者の死後においてももし著作者が生きていれば著作者人格権の侵害になるような行為をしてはならない（罰則規定もある）と規定されているので、純粋な模写ではなく、例えば意図的に改悪するような行為であれば同一性保持権の侵害として問題視される可能性がある。</p> <p>外国人の著作物の著作権については、その著作者が第2次世界大戦の連合国国民である場合、上記の「死後70年」対日平和条約の効力発生日までの日数（多くの連合国の場合、3,776日）を加算しなければならない。</p>

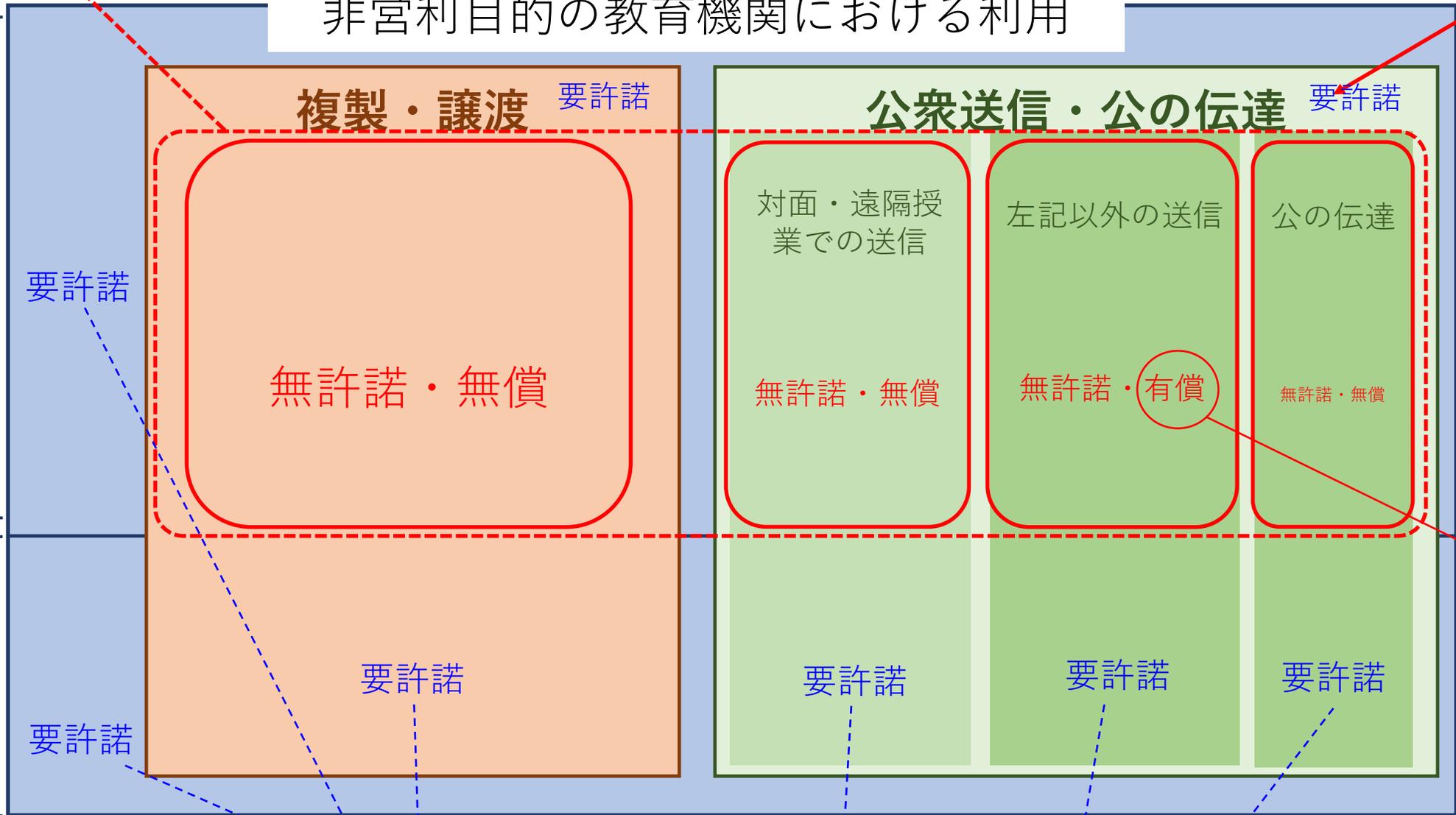
19	<p>教員が学会等に参加して入手した資料（パネラーの発表資料など）や地域の教育関係の会議に参加して入手した資料（実践事例の報告など）を大学の授業で学生に提供することについて、著作権法ではどう考えるのか。</p>	<p>上記事例1と同様。 著作権法第35条の対象となる著作物は、「公表された著作物」というだけで入手経路は限定されていない。</p>	<p>上記事例1と同様。 「引用」として利用する場合は、上記事例8と同様。</p>
----	---	--	---

改正第35条

非営利目的の教育機関における利用

授業目的での利用

授業目的以外の利用



複製、公衆送信・公の伝達であつても
著作権者の利益を不当に害する場合

補償金を受ける権利
を協会が管理

ただし、引用（32条）、非営利・無料の演奏等（38条）等の規定に該当して許諾不要なものもある

資格試験の問題集など、一人一人が購入して利用することを想定して流通している著作物を教育機関で複製する

1本購入した電子媒体としてのプログラムの著作物を、PC教室に設置されている端末装置の台数分複製してインストールする

教科書の記述や授業中の解説に関連のある時事の事件を報道した特定の新聞記事のコピーを学生に配付する

学生が卒論研究で調査した内容を授業で発表するに当たり、図表、写真、イラスト等を印刷してクラス内の他の学生に配付する

単位互換協定を結んでいるA大学とB大学との間で、A大学の学生に提示された著作物を、インターネットを通じて同時にB大学の教室の大画面で学生に視聴させたり個々の学生の端末装置で参照できるように送信する

著作物が学生に提示されて行われたA大学の授業を収録し、その模様を後日、B大学の教室の大画面で視聴させたり個々の学生の端末装置で参照できるように送信する

大学での対面授業を行うに当たり、その授業を受ける学生が授業の前にあらかじめPC等により閲覧したりダウンロードしたりして予習した上で同授業に臨ませるため、著作物を送信する

教員研究室や大学のスタジオから、学生がいる教室や自宅で受信できるように送信（ライブ、オンデマンド）する

動画配信サイトなどで公開されている教材動画を、そのサイトにアクセスして、教室内のプロジェクタなどで投影して視聴させる

併償金を受ける
を協会が管理

学習目的での利用

授業目的以外

要許諾

無許諾・無償

無許諾・無償

無許諾・有償

要許諾

要許諾

要許諾

要許諾

大学の広報誌に著作物を掲載する

会議資料として新聞や雑誌の記事のコピーを会議出席者に配付する

学園祭で音楽や劇が演奏・上演されている様子を、広く誰もが視聴できるようにライブ動画で配信する

入試終了後に、出題内容（著作物が用いられたもの）を大学のホームページに掲載する

左記のイベントをオンデマンドで配信する

動画配信サイトなどで公開されている動画を、学会で会場のスクリーンに投影する

公衆送信

・遠隔授
の送信

左記以

場
つ
合